

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 戸塚区制 80 周年記念事業フォトモザイクアート制作の業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。) ◎事務の委託に係る審議事項の類型化について</p> <p>(2) 管理不全空家等の所有者調査委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(3) アスベストデータベースへの建築物定期報告情報の突合業務委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)</p> <p>(4) 保健師・助産師・看護師等の業務従事者届に係る入力・集計業務委託等について</p> <p>(5) 横浜市認知症高齢者等見守りシール事業に関する事務委託等について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(6) 横浜市ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) モデル組成等委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(7) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 28 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【予防接種法による予防接種の実施に関する事務 全項目評価書 (再評価)】</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 港北区市立保育所防犯カメラ運用事務</p> <p>(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 住宅用火災警報器抽選配付事業</p> <p>(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 ア はまふうどコンシェルジュ活動状況アンケート集計業務委託 イ 特定外来生物等の防除</p> <p>(4) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告 ア パソコンのOS更新に伴う貸付収納システムのデータ移行及び保守管理業務委託 イ データ復旧及び移行作業委託</p> <p>(5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 ア 平成30年度栄区セーフコミュニティに関するアンケート調査業務委託 イ 狂犬病予防注射未接種のお知らせの印刷及びハガキ圧着加工業務委託 ウ 環境に関する市民意識調査業務</p> <p>(6) 市のイベント・行事における参加申込受付等業務委託</p>
-----	---

	<p>地域貢献送迎バスの実証運行に係る利用申請等受付業務委託</p> <p>(7) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告 「キヤノン ブレディスローカップ2018」におけるボランティア運営管理業務委託</p> <p>(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（5件）</p> <p>(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（1件）</p> <p>(10) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（平成30年9月22日～平成30年10月26日）</p> <p>(2) その他</p>
日 時	平成30年10月31日（水）午後2時～午後4時45分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、土井委員、中村委員、新田委員、吉田委員
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項(1)～(7)について承認する。 ・報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>(事務局) それでは、ただいまから、第168回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、9名全員の委員の御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(花村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>議事に先立ちまして、事務局から御報告があるようですので、御説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 先月の審議会において御審議いただいた「給水装置工事の手続に係る電子申請の導入について」に関して、小嶋委員から御質問をいただいていたので、担当係長から御説明いたします。</p> <p>(事務局) 水道事務所において給水装置工事の受付業務を委託している件について、受託者が構築した電子申請システムを導入するという審議内容でした。会議録14ページの21行目を御覧ください。電子申請では指定工事事業者ごとに割り振られたIDとパスワードを使って申請します。指定工事事業者には主任技術者を置かなければいけませんが、複数の事業者の主任技術者を兼ねることができたり、主任技術者が違う事業者に移る場合もあります。その場合、以前いた事業者のIDとパスワードを覚え</p>

ていると、申請内容を見ることができてしまうのではないかという指摘が小嶋委員からありました。このことについての対策としては、電子申請システムの利用規約の中で不正利用の禁止や定期的なパスワード変更について規定し、違反に対しては電子申請の利用停止をする規定を設けるとのことでした。また、今回の導入はまだ試行となりますので、問題があれば本格導入までに検討していきたいということです。

(花村会長) 第167回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等がございますでしょうか。

特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件1】戸塚区制80周年記念事業フォトモザイクアート制作の業務委託について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に、案件1「戸塚区制80周年記念事業フォトモザイクアート制作の業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(花村会長) 80周年ですか。

(所管課) はい、区制80周年です。

(花村会長) 横浜市で一番長い区は何周年ですか。

(所管課) 約90周年です。

(花村会長) どこですか。

(事務局) 鶴見区等です。

(花村会長) 他区でも同様にフォトモザイクアートを制作したことはありますか。

(所管課) 資源循環局と西区であります。

(中村委員) 市の職員が写真を撮るとき、氏名などは聞き取らないのですか。

(所管課) 氏名は聞き取りません。写真を撮るときにメッセージを書いてもらいます。戸塚区が将来どのようなまちになったら良いかという考え方を聞き取ることはなりません。

撮影対象が子供なので、その場に保護者がいる場合には、保護者に内容について説明した上で撮影します。数は少ないですが、その場に保護者がいない場合には、事前に戸塚区のホームページから保護者の承諾書をダウンロードし、保護者の署名が書かれた承諾書を持ってきてもらい、撮影します。

(中村委員) 子供だけで撮影場所の商業施設に来ていても、その場合には保護者の同意がないので写真は撮らないということですか。

(所管課) そうです。別の会場を案内します。

(吉田委員) 保護者がいる場合にも、同意は書面でもらうのですか。

(所管課) 書面ではもらいません。

(吉田委員) 後に、同意した覚えがないのに、なぜ載っているのかということにならないですか。

(所管課) 必ずその場で保護者の了解を取ります。

(吉田委員) 同意をとったという記録は書面で残らないですね。

(所管課) 残りません。

(花村会長) 3ページ「2 事務全体の概要」【写真データの収集】に「口頭」と書いてあります。

(吉田委員) 口頭で問題ありませんか。

(花村会長) これまでの案件で問題はなかったのですよね。

(所管課) 他の自治体などでは、ホームページからQRコードで写真が送れます。これと比較すると、かなり厳密に本人確認は取っています。

(花村会長) いろいろな人がいますので、吉田委員の心配は良く分かります。

(吉田委員) 「同意した覚えがない」ということはあるかと思えます。全員から署名をもらった方が、後々問題が発生しないと思います。

(所管課) 氏名はフォトモザイクアート制作自体に必要な個人情報ですので、なるべく収集しないようにしたいと考えています。その場で保護者にきちんと本人確認を行って、保護者がいない場合にだけ書面でもらう形を考えています。

(花村会長) このような問題もあるかもしれないので、気を付けていただければと思います。

(鈴木委員) 受託者はCD-ROMで渡されたデータをPCに取り込んで加工しますが、受託者のPC内のデータのリスク管理はどうなっていますか。管理という点では、廃棄もありますが。

(所管課) 全てパスワードをかけて渡し、受託者でもパスワード管理してもらいます。

(鈴木委員) 写真データ一つひとつにパスワードをかけてもらうのですか。

(所管課) 写真データ一つひとつではなく、写真データを撮影場所ごとにフォルダに保存し、フォルダごとに異なるパスワードをかけて渡します。受託者が作業用にフォルダをつくる場合にもパスワード管理してもらいます。

(鈴木委員) そこからフォトショップなどに取り込んだ時点で、そのフォトショップ形式のファイルにも何らかのパスワードをかけて管理する流れで良いですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 他自治体の例としてQRコードの話がありました。何年か前に似たような審議案件があり、「写真を送ってきた人と写真に写っている人が別人である場合はないのか」という質問をしたことがあります。今回の運用では、承諾してもらった本人であり、かつ、市で写真を撮っている

ということで、そのくい違いは起こらないでしょうか。

(所管課) 起こりません。

(土井委員) 表紙には「事務の委託に係る審議事項の類型化」というキーワードがあります。これは今後類型化していくものですか。

(事務局) 類型化の提案については、この後御説明します。

鈴木委員の発言で廃棄の話がありましたが、5ページ「4個人情報の管理体制」【事務の委託】の「廃棄方法」のところで、「受託者が廃棄」にチェックがついていませんが、CD-Rだけでなく、受託者が廃棄するものもあるのではないのでしょうか。

(所管課) 受託者が作業したデータは、全て受託者が廃棄します。修正します。

(事務局) 紙データと同様に、電子データも廃棄証明書を提出ということですか。

(所管課) はい。

(花村会長) 電子データの欄も廃棄証明書についての記載をお願いします。

それでは、案件1を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

◎事務の委託に係る審議事項の類型化について

(花村会長) では、引き続き、事務局から類型化の御説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

(土井委員) 受託者が収集する場合も、口頭同意のみで書面は取らないで類型化されるのでしょうか。危険な気がします。

(事務局) 受託者が収集する場合に、その場に市職員がいないことはあまり想定していませんが、受託者のみが収集する場合には、利用目的等を記載した書面を用意しておき、書面で同意をとるといった方法も考えられると思います。

今回の戸塚の件も、収集に当たっては必ず同意を取るようになっています。同意があることを条件に写真を収集する以上、そこで「自分は同意を取られていなかった」ということは、状況としてはあまりないのではないかと考えています。

(花村会長) 同意なしで載せられたという人が出てくるかもしれないですが、全員から書面で同意を取ったら、「そこまでやるの」という人も出てくるかもしれません。そこの兼ね合いなので、運用に任せてきちんとやってもらうことでいかがでしょうか。全員から書面で取ると事業の運営が難しくなる面もあるのではないかと考えています。

(事務局) これまでの3件の審議案件についても口頭の同意であり、何かトラブルがあったかどうか確認しましたが、特段ありませんでした。

(小嶋委員) 未成年は法的には親の同意が必要ですが、どうなのですか。

(花村会長) 基本的には保護者の同意を取るのでしょうか。

(事務局) 今回の戸塚の案件は保護者の同意を取っています。
(小嶋委員) 明らかに20歳以上と思われる場合以外は年齢を聞くのでしょうか。所管課に質問すべきでした。
(花村会長) きちんと同意を取ってもらうということで類型化して良いのでしょうか。問題が発生した場合には責任を取ることになります。
(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】管理不全空家等の所有者調査委託について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件2「管理不全空家等の所有者調査委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 13ページの「5 取り扱う個人情報」で、土地建物登記簿謄本には担保の設定についての記載もあります。審議資料に記載しなくても良いのですか。

(所管課) 審議資料への記載が必要です。修正します。

(中村委員) 土地所有者の相続関係を調べていくためには、まずは土地建物登記簿謄本を取得しますが、記載されているのは土地所有者の住所のみで、本籍が記載されていません。次に、住所から住民票を取得し、住民票に記載されている本籍から追っていくことになると思えます。住民票を取ると住所移転の履歴も記載されています。もう少し、書類から収集する個人情報を精査して記載していただいたほうが良いです。

(所管課) 謄本も住民票も記載されている全ての情報を一式渡す予定なので、記載されるおそれのある情報は全部記載したいと思えます。

(花村会長) 謄本や住民票に記載されている個人情報は全部という趣旨ですね。

(所管課) そうです。

(花村会長) 審議資料に記載しておいてください。

(加島委員) 行政書士会又は公共嘱託登記司法書士協会と市は契約関係がありますが、実際に事務に携わる行政書士又は司法書士と会との関係において、守秘義務に関する規定等は何かありますか。

(所管課) 公共嘱託登記司法書士協会の会員である司法書士は、協会の社員という扱いであり、協会の規則が及ぶことになっています。守秘義務を破ったら罰則が適用されると聞いています。

(加島委員) 協会の規約か何かに規定されているのですか。

(所管課) 公共嘱託登記司法書士協会については、その定款と司法書士法の中に規定があります。行政書士会については神奈川県行政書士会個人

情報規則があり、これが会員にも及びます。その中で行政書士法 12 条に定める守秘義務が改めて書いてあり、破った場合には戒告する規定があります。

(花村会長) 法令上、司法書士も弁護士も守秘義務がありますので当然のことですが、委託契約ということで、受託者から、例えば神奈川県行政書士会から、案件を担当する行政書士に、個人情報保護や守秘義務についてもう少し言ってもらったほうが良いという意見だと思います。よろしくをお願いします。

(吉田委員) この手続はかなり頻回に起こるものですか。そんなに件数はないですか。

(所管課) 13 ページ「5 取り扱う個人情報」に記載しています。今年度は 25 件、来年度は 170 件、再来年以降は年間 50 件程度です。

(吉田委員) 結構たくさんありますね。

(花村会長) だんだん増えてきますね。

(土井委員) 専門家に依頼すると、必ず特定できるものでしょうか。

(所管課) 調べ切れるところまでは全部調べていただけるかと思いますが、結果として不明のままということもあると思います。そのような場合は、財産管理人の活用ということになりますが、その後の対策は検討する必要があります。

(土井委員) 実施機関での保存期間ですが、見つからなかったことが確定してから 1 年後ぐらいに消すのですか。

(所管課) 見つからなかった場合、受託者からは回収しますが、所管課としては、管理不全空家の状態が何かしらの形で解決するまで保管します。

(花村会長) 例えば、相続人がいなかった場合には、相続財産管理人を選ぶのでしょうか。裁判所の許可を取って壊してから 1 年間保存と考えていますか。

(所管課) そのとおりです。相続財産管理人選任の申立てを行うためにもこれらの情報が必要になりますので保管して、解決してから 1 年後に廃棄します。

(土井委員) 結果としては、必ず改善されるということですか。改善がどうしてもできなかった場合、個人情報は持ち続けるのでしょうか。

(花村会長) 改善できなかつたらずっと持っているのが原則なのでしょう。

(所管課) そうです。更に時間がたってしまうと、状況が変わってしまう可能性があるため、その時には追加の調査をお願いする可能性もあります。

(花村会長) それでは、案件 2 を承認するということがよろしいのでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件 3】アスベストデータベースへの建築物定期報告情報の突合業務委託について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件3「アスベストデータベースへの建築物定期報告情報の突合業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

公共建築物のアスベスト対策はどうですか。

(所管課) 公共建築物アスベスト対策は環境創造局が中心に行っています。建築局では民間建築物に対し、補助制度をつくって啓発を図っています。

(花村会長) 公共建築物でアスベスト対策を行ったところはありますか。

(所管課) ほとんど終わっているかと思えます。まだ終わっていないところについては飛散状況などをモニタリングしたり、ホームページに掲載しながら対応していると聞いています。

(大谷委員) 17ページですが、今回の事務の委託で、特殊建築物定期報告データベースと突き合わせをするのは2,200棟分ということでした。3年に1回定期報告が行われるので、こういった事務の委託は定期的に発生し得ると理解すれば良いですか。

(所管課) 1回突合せれば、その後は市の職員がデータを更新できます。

(大谷委員) 受託者の作業場所は、自社に持ち帰り作業するのでしょうか。

(所管課) はい、そのとおりです。

(加島委員) 民間施設にアスベスト含有の吹付けがされている事実は公表されるのですか。

(所管課) 公表されません。定期報告には様々な項目があり、その中から抜粋して定期報告概要書が作られ、公表されますが、その中でアスベストに対応している対応してしないということは掲載されません。

アンケートで収集した情報も公表しません。

(加島委員) 逆に公表することによって、いたずらに不安を助長することになるので、この事実は完全に機密情報になるわけですね。

受託者はこれから選定するのですか。

(所管課) はい。

(加島委員) その辺りはしっかり守っていただけてください。

(中村委員) 21ページ「5 取り扱う個人情報」で、実施機関での保存期間が30年になっています。アスベストデータベース自体の情報保存期間が30年ですか。

(所管課) 平成17年から常用に近い形で運用しています。今後の推移を見ながら、30年後にどのようにするかは考える必要があります。

(花村会長) それでは、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】保健師・助産師・看護師等の業務従事者届に係る入力・集計業務委託等について

(花村会長) 次に、案件4「保健師・助産師・看護師等の業務従事者届に係る入力・集計業務委託等について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 電子データと紙データの照合はできないのですね。番号管理などはしていますか。

(所管課) 電子データのこの行に入っている人が、紙データのどの届の人かということですね。番号管理はしておらず、原則は照合できません。ただ、介護医療院という施設があり、横浜市では0件ですが、今後、2、3件開設された時に報告されると、特定できてしまうと思えます。

(加島委員) 紐付けはないということですね。

(所管課) 紐付けはないです。

(新田委員) 最近、性別の記載を求めないものもある中で、本件では性別を書くようになっていますが、問題ないでしょうか。

(所管課) 31、32 ページの業務従事者届ですが、保健師・助産師・看護師法施行規則に定められている様式です。国で、ほかの医療職種グループで、この届出事項が適当であるかどうかという検証はしたそうですが、実態把握したいということです。

(新田委員) 問題がなければ構いません。

(所管課) 就業状況を調べるのに、男女別の実態把握を行いたいということです。

(大谷委員) 29 ページ「4 個人情報の管理体制」の【事務の委託】の「受託者選定基準」の(4)に「短期間でのデータ入力に対応できること」と記載されています。また、25 ページ「2 事務全体の概要」の【事務の流れ】として、(4)受託者への届出票の引渡しが1月23日、(6)成果物の納品が1月31日です。極めて短期間に31,000件のデータを入力してもらうということです。日本年金機構の案件のように、大量の入力業務を、余力のない事業者が受託してしまいミスにつながったケースもあります。管理体制もさることながら、実際の入力をやり遂げる能力のある事業者を選定することが正に重要なポイントではないかと思っています。Pマークさえ取っていれば問題ないという世の中でもないですし、実績なども十分見てもらう必要があると思えます。

(花村会長) 大事なことだと思います。所管課で大変さを経験されていて、耐え切れないから委託するのだと思いますが、受託者も結構大変です。

(所管課) この規模を直営で対応している市は聞いたことがありません。やはり政令市の規模になれば、入力は委託ベースにしないと、ほかの業務ができません。他都市の情報も参考に、2月中には契約を結ばなければいけないので、契約を担当する部署とも調整し、できれば実績も加味しての業者選定を進めていきたいです。

(鈴木委員) 法律で義務付けられた届出ということですが、政府の電子化の

話の流れには乗っていないのですか。

(所管課) この規模のものを紙で届け出るとするのは馴染まないという意見も聞いています。

国が、5月に地方公共団体におけるオンライン利用促進指針を定めました。この中で、保健師・助産師・看護師の届出のオンライン化については、各地方自治体で積極的に進めなさいと書いてあります。全国統一の事務なので、国でシステム開発を検討していただき、それが駄目であれば、各地方自治体でオンライン化を進めるという方法はないのかという意見も出ているところですよ。

また、医療機関に取りまとめをお願いしますが、医療機関で ICT 化がなかなか進まず、これまでも、郵送してファックスでの回答を依頼する方法がレスポンスが一番良いです。別件で、電子申請・届出システムでアンケートを実施しても、3,000 か所のうち 40 か所しか使われない状況ですよ。

(花村会長) それでは、案件 4 を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件 5】横浜市認知症高齢者等見守りシール事業に関する事務委託等について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件 5 「横浜市認知症高齢者等見守りシール事業に関する事務委託等について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件 5 につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(新田委員) 認知症の方を警察に連絡して引き取ってもらうこともありました。その時はこのようなシールなどなかったのですごく困りました。地域ケアプラザでも安心ホルダーの配布事業などでデータ化された情報を持っていたりするので、コールセンター、警察、地域ケアプラザと連携して取り組んだほうが良いと思えます。

(所管課) 基本的には区役所と地域ケアプラザの地域包括センターで対応しています。おっしゃるとおり、連携して進めていきます。

(土井委員) 見守りシールは、遠目でどのくらい目立つものですか。認知症で行方不明になるかもしれないという情報なので、気になりました。

(所管課) オレンジ色のシールで、小さいものから大きいものまで種類がありますが、あまり目立ちすぎないようにします。洋服の後ろに貼る人もいるし、靴の裏に貼ることもあります。神奈川県と調整をしながら、横浜市のほうで「こういったものを使う」と知らせたり、区役所から SOS ネットワークの協力機関にお知らせしていきたいと思えます。

(土井委員) あまり目立つと不安なところもあるかと思います。

(花村会長) 貼られている本人は、貼られていることは分かっているのですか。

(所管課) 分かっている人と分かっていない人がいます。家族が心配な場合に保険のように使うこともあるかもしれませんが、その場合には分かっている人もいます。まだら認知症の場合には「なぜシールを貼っているのか」ということをおっしゃることがあるかもしれません。

(花村会長) コールセンターに連絡のあった年間実績について、必要に応じて御報告いただけたら良いと思います。

(所管課) 分かりました。

(新田委員) そのシールを自分で取ってしまう人もいると聞きました。

(所管課) そういう人もいると思います。アイロンの場合は、600 回ぐらい洗濯しても剥がれないということです。

(小嶋委員) 34 ページ「2 事務全体の概要」の【背景・事業目的】で警察や消防、医療機関、地域関係団体に情報を流す、と書かれています。医療機関というのはどのようなものですか。

(所管課) どの医療機関と連携するかは区ごとに決めています。大きな病院や医師会役員の開設する医療機関である場合もあります。

(小嶋委員) 地域関係団体とは具体的にどのような団体ですか。

(所管課) 自治会町内会や民生委員と考えています。商店街の人も入ると思います。

(花村会長) それでは、案件 5 を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件 6】横浜市ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) モデル組成等委託について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件 6 「横浜市ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) モデル組成等委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件 6 につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(大谷委員) 多数の受託者、再受託者が様々な情報にアクセスします。横浜市としても初めての取組であるということに特徴があるのではないかと思います。それぞれの受託者・再受託者の関与の仕方については、必要な情報について、パスワード保護など適切に対応を検討していると思います。

医療関係の相談においては、サービス提供者が前面に立って対応すると思います。思うように相談できないなど、何らかの苦情処理体制が必要になる可能性もあります。それをどこが担うのかといった役割分担に

については、あらかじめ全体の実験の中での窓口を明確にして、困った時の相談や苦情受付における伝達の仕方を決めておくことが重要だと思います。

(所管課) 60 ページ「3 審議に係る事務」「再受託者1 (サービス提供者)」の(1)参加希望者向け説明会の際の配付資料に、政策局共創推進課の連絡先も入れています。不明な点、不安な点があれば横浜市に照会するというところで対処していきます。

(大谷委員) 実際の相談は夜6時から10時の時間帯です。その時間は市役所閉庁時ですが、対応してもらえるのでしょうか。

(所管課) サービス提供者の小児科オンラインのサービスは、2年半ぐらいの実績があります。遠隔医療相談で診断行為ではないので、アドバイスにとどまっているようです。今までそういった面の苦情は皆無と聞いています。

(加島委員) 今回の事業は、小児遠隔医療相談サービスを今後やるかということなのか、SIBを取り入れるかどうかということか、どちらに主眼が置かれていますか。

(所管課) 主眼は後者です。そのための手段として、医療費の削減効果や不安の解消にSIBというツールが使えるのではないかと考え、小児科オンラインと出会った、というところです。

(加島委員) 医療費削減や救急搬送減少の効果が出なければ、SIBでやることは考えていないということですか。

(所管課) 母親たちの不安の解消の効果も見たいと思っています。そこは定性的な評価になります。

(加島委員) それはSIBではないですね。

(所管課) SIBの中には、財政効果と政策効果の両方を見るという考え方の先生もいます。SIB研究の第一任者である明治大学経営学部の教授と議論し、SIBの全体構成の相談等をしている中では、「両面評価すべきではないか」と言われています。

(加島委員) 政策効果の原資は何ですか。

(所管課) 小児医療費は、夜間使うと診療報酬が5割増になります。その晩様子を見て翌日、医者にかかれば良いというアドバイスの下に、通常の営業時間にかかる、小児医療費全体の保険診療費が下がるのではないかと思います。横浜市は小児医療費の自己負担分2割の全額を出しています。その部分にも削減効果が出ないかと考えています。

(加島委員) やはり医療費の削減なのですね。

(所管課) そうです。救急搬送では「救急車を呼ぼうと思ったが、思いとどまった」という項目をアンケートで取れるかと考えています。1回救急搬送するときの車の損料と人件費等を今、計算しています。大体、平均すると1回の出動で50,000円から60,000円ぐらい事務経費がかかっています。その分の経費節減で、ほかの急いでいる方に救急車を回せられる効果は得られるのではないかと考えています。

(加島委員) 47台のパソコンとありますが、それぞれ開業医が相談を受けるのですか。

(所管課) 開業医が時間外に受ける場合もあります。あとは、産休・育休中の医師が相談を受ける場合もあります。診察していないけれど、医師としての技量を使って相談に応じている人もいます。

(加島委員) 開業医のパソコンの中に個人情報が入るのですよね。

(所管課) クラウドシステムで管理する個人情報にアクセスするので、パソコンの端末には残りません。ID とパスワードで管理します。途中の通信は暗号化します。

(加島委員) 電話相談のフォーマットはありますか。

(所管課) サービス提供者のクラウドシステムで、相談記録をつくっています。相談記録はその都度入力して、クラウドに保存します。

(加島委員) 66 ページの「5 取り扱う個人情報」の【受託者（中間支援組織）】【再受託者 1（サービス提供者）】【再受託者（第三者評価機関）】の電子データとして「相談内容」とありますが、相談記録のフォーマットを添付してもらったほうが分かりやすいです。

(所管課) では、取り寄せます。

(土井委員) 55 ページと 56 ページの資料で、個人情報の流れは、実際の SIB と今回のトライアルではどのぐらい違うのでしょうか。

(所管課) ほぼ同じような流れになりますが、参加者とサービス提供者の相談の部分は市民の関係にはなりません。個人情報の保護に関する法律が適用される情報の流れかもしれません。横浜市が直接管理する情報の流れではない部分があります。

(土井委員) 例えば、実際の SIB の実施体制だと、横浜市は SIB 組成契約と評価報告のみですので、あまり個人情報は流れないと思います。

(所管課) そうです。ただ、今回は医療費の軽減効果を検証したいので、参加者の小児医療費一覧を渡しています。そこでは個人情報を扱いますので審議してもらっています。

(土井委員) SIB の仕組みで行うとしても、横浜市から個人情報を提供することが不可避となったら、その案件ごとに審議会に諮るイメージですか。

(所管課) そうですね。今回は母親の不安解消や医療費削減で成果を図りますが、イギリスでは若者の行動変容などがあります。または、空家対策に活用できないか期待されています。組成する内容の分野ごとに個人情報が絡むものと絡まないものが生じてくると思います。

(土井委員) 了解しました。少し違いが理解できました。

(鈴木委員) このスキームでは、どことどこがどのような契約形態になるのかよく分かりません。

(所管課) 横浜市と受託者が一対一の委託契約を締結し、受託者とサービス提供者、受託者と第三者評価機関がそれぞれ委託契約を結んでいます。

(鈴木委員) あくまでも横浜市としての事業を委託と再委託でやるということですね。

(所管課) 今回はそうです。

(鈴木委員) 今回は、民間企業からの資金調達はないからということですね。サービス提供者から受託者への情報の受渡しは、クラウド上のデータに受託者がアクセスするのですか。

(所管課) サービス提供者の情報にパスワードをかけて、CD-ROMに保存してやり取りします。クラウドにアクセスするのは参加者と医師だけです。

(鈴木委員) これはSIBが使えるかどうかの実験のために、保護者と子供の状況を利用するということですね。結果的には市民のメリットが効果として見えてくるかもしれませんが、やはりこのような新しいものに挑戦する人たちの名誉欲みたいなものもあるものです。本当に市民のためだということを肝に銘じてください。

(加島委員) これはAIは使うのですか。

(所管課) 今は使いません。

(加島委員) 八王子市はAIを使っています。トライアルでやってかなりよかったです。次の段階で使っています。

(所管課) サービス提供者の中で症例を重ねて「こういう症状にこういう病態が疑われる」というところでAI活用の道としてはあるかもしれません。

(花村会長) 第三者評価機関が出す評価は来年の3月ぐらいに出るのですか。

(所管課) はい。

(花村会長) 是非報告してください。SIBでやった場合の財政的な効果について、報告していただくようお願いします。

(所管課) 社会的投資収益率は出そうと考えています。

(花村会長) できる範囲で良いのでお願いします。

それでは、案件6を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(7) 【案件7】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について
【予防接種法による予防接種の実施に関する事務 全項目評価書（再評価）】

(花村会長) 次に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【予防接種法による予防接種の実施に関する事務 全項目評価書（再評価）】の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(大谷委員) 38ページ「ユーザー認証の管理」の「具体的な管理方法」に「端末利用時は画像認証により当該職員が操作していることを認証する」とあります。また、「アクセス権限の発効・失効の管理」の「具体的な管理方法」に「事務従事者の画像との紐付け」があります。

特定個人情報に接する作業担当者は、画像認証などを新たに導入した

ということでしょうか。以前からですか。

(所管課) 以前からあったものです。53 ページ以降の「別添3 変更箇所」には全ての変更箇所を記載しています。そのうち、本日説明する「重要な変更該当する」部分のみ網掛けをしました。

(大谷委員) 特に今回の変更点ではないということですか。

(所管課) はい。変更したときに評価書の修正をしなかったのが、今回併せて修正しました。

(所管課) 補足します。マイナンバーの情報連携が始まるに当たり、総務省のネットワーク強靱化対策に関し、番号利用事務で使うシステム端末に対し、二要素認証等の導入をするようになっていきます。これに基づき、情報連携の開始と同時に措置を行っていましたが、重要な変更にあたらなため評価書は修正しませんでした。そのため、今回の再評価に併せて、評価書に新たに追記しました。

(加島委員) 今度、データセンターに移るということですが、予防接種以外のシステムも全部そのデータセンターにありますよね。データセンターの監査はどうなっていますか。

(所管課) 事前に横浜市として必要な要件やセキュリティ性について厳しい確認項目を決め、これをくぐり抜けた一部のデータセンターのみがデータセンターとして使われています。これは民間企業のデータセンターなので、民間企業がセキュリティの認証を行うために何かしらの監査を受けているということはあるかとは思いますが、その詳細についてはまだ把握していませんが、十分なセキュリティ性は確保されているものと考えています。

(加島委員) 定期的に、受託者から監査報告を求めることは必要かと思えます。セキュリティや耐震構造を実際に見たりすることも必要と思えます。

(花村会長) 加島委員の御指摘の内容について検討してください。

(事務局) 横浜市の情報セキュリティの担当部署は別にあるので、そちらにも確認します。

(花村会長) 市民意見聴取において、市民から意見はありましたか。

(所管課) 特にはありません。

(花村会長) それでは、案件7を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

港北区市立保育所防犯カメラ運用事務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

住宅用火災警報器抽選配付事業

(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア はまふうどコンシェルジュ活動状況アンケート集計業務委託

イ 特定外来生物等の防除

(4) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告

ア パソコンのOS更新に伴う貸付収納システムのデータ移行及び保守管理業務委託

イ データ復旧及び移行作業委託

(5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

ア 平成30年度栄区セーフコミュニティに関するアンケート調査業務委託

イ 狂犬病予防注射未接種のお知らせの印刷及びハガキ圧着加工業務委託

ウ 環境に関する市民意識調査業務

(6) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託

地域貢献送迎バスの実証運行に係る利用申請等受付業務委託

(7) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告

「キャノン ブレディスローカップ2018」におけるボランティア運営管理業務委託

(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（5件）

(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（1件）

(10) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告（平成30年9月22日～平成30年10月26日）

(2) その他

（花村会長） それでは、次に「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

（事務局） 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

（事務局） 配付資料により内容を御確認いただき、疑問点があれば御連絡いただきたいのですが、個人情報の漏えい事件について何点か御説明させていただきます。

42ページの「1 書類等の誤送付・誤送信」の「(4) Eメールの誤送信と「(8) メール送信にあたり誤ったファイルを添付したことによる個人情報の漏えいについて」ですが、誤った添付ファイル付きのEメールを外部へ誤送信してしまったという案件です。横浜市では、メール誤送信抑止システムを導入し、外部に添付ファイル付きのEメールを送信する際には、一旦Eメール送信が保留され、自分で宛先や添付ファイルを確認した上で送信することとされていますが、添付ファイルを開かずに送信してしまったという案件です。メール誤送信抑止システムの所管課から庁内に、改めて注意喚起の通知を発出したところです。

	<p>漏えい人数が多い案件としては2件あります。1件目は56ページの「市立高等学校における修学旅行のしおり（職員用）の紛失について」で、漏えい人数が248人です。2件目は63ページの「上倉田地域ケアプラザにおけるメールアドレスの流出について」で、BCCで送信すべきところTOで送信してしまったという案件です。両案件とも個別記者発表をしました。</p> <p>（花村会長）ただいまの報告につきまして、何かございますか。特に御質問がなければ了承するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（花村会長）それでは了承いたします。</p> <p>本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>（事務局）本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、次回は11月28日になります。11月28日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日御連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>（花村会長）それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第168回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第168回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は平成30年11月28日（水）午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成30年11月28日第169回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡